

会計監査人候補者選定 公 募 要 領

国立大学法人三重大学

会計監査人候補者選定公募要領

1. 目的

本件は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条第1項により定める財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書等に関する監査を行う会計監査人候補者の選定を目的とする。

2. 事業年度

令和8年度から令和10年度までの会計監査人候補者を選定する。

ただし、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約とする。

契約の継続に当たっては、前年度の監査業務に係る実績報告書と次年度監査計画書を提出することとし、その内容を評価・検証した上で、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとする。

3. 応募資格

本企画競争に参加することができる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

（1）国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第41条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士であること。

（2）会社法第337条第3項における欠格事由に該当しないこと。

（3）公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11及び第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと。

なお、公認会計士法施行令第7条第1項第9号及び第15条第4号の使用人には、非常勤講師も含まれるので、会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、非常勤講師となることができない。

また、各国立大学法人の選定した監査法人等が会計監査人に選任された後、公認会計士法に基づく行政処分を受けたなどの場合、当該処分内容等を勘案し、会計監査人の選任を再度行う可能性がある。

（4）国立大学法人三重大学契約事務取扱細則第4条の規定に該当しない者であること。（URL：<https://www.mie-u.ac.jp/team/keiyaku/item/%E2%97%8B%E5%A5%91%E7%B4%84%E4%BA%8B%E5%8B%99%E5%8F%96%E6%89%B1%E7%B4%B0%E5%89%87R6.9.24.pdf>）

（5）「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な提案を不法に阻害するために提案を行った者でないこと。

（6）本学から取引停止を受けている期間中の者でないこと。

（7）金融庁から処分を受けている期間中の者でないこと。

4. 提出書類

提案書 10部（併せて電子データも提出すること）
（別紙「提案書記載事項」に従って記載すること。）

5. 提案書の提出

（1）提出期限 令和7年12月18日（木） 17時まで（必着）

（2）提出先及び問い合わせ先

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577
三重大学監査室（本部事務局5階）
TEL：059-231-9793
E-Mail：kansa-t@ab.mie-u.ac.jp

（3）提出方法

直接持参又は郵送（簡易書留）にて提出すること。
電子データは電子メール等により提出すること。

6. 選定方法等

（1）選定方法

企画競争選定委員会において、提案書にて提案された内容等を総合的に審査の上、会計監査人候補者を選定する。

（2）審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

（3）選定結果の通知

すべての企画競争参加者に選定結果を令和8年2月中旬に通知する。

7. 留意事項

（1）公募要領に対する承諾

企画競争参加者は提案書の提出をもって、本公募要領の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）費用負担

応募に必要な費用は企画競争参加者の負担とする。

（3）提案書等の変更

提出された書類の訂正・変更は認めない。

（4）提案書等の取扱

提出された書類は一切返却しない。

（5）追加書類の提出

本学が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

（6）応募者の失格要件

次のいずれかに該当する場合は、原則として当該企画競争参加者は失格とする。

- ① 提出期限を過ぎてから提案書の提出があった場合
- ② 提案書に虚偽の記載があった場合
- ③ 本公募要領に違反すると認められる場合

8. 契約締結

- (1) 企画競争選定委員会による選定の結果、順位を付した会計監査人候補者名簿を作成し、文部科学大臣に提出する。
- (2) 文部科学大臣が会計監査人として選任した者を契約予定者とする。
- (3) 契約金額については、提案書の内容を勘案して決定するため、契約予定者が提示した金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。
- (4) 契約締結にあたっては、本公募要領のほか、国立大学法人三重大学業務請負契約基準 (<https://www.mie-u.ac.jp/team/keiyaku/pdf/R3.4.1%E3%80%90%E7%A2%BA%E5%AE%9A%E3%80%91%E6%A5%AD%E5%8B%99%E8%AB%8B%E8%B2%A0%E5%A5%91%E7%B4%84%E5%9F%BA%E6%BA%96.pdf>) によるものとする。
- (5) 契約予定者となった場合、契約締結のため、契約担当部署が依頼する以下の書類等を遅滞なく提出すること。(毎年7月下旬)
 - ・業務計画書(委託業務経費の内訳含む)
 - ・経費の積算根拠資料等の必要書類
 - ・その他契約関係書類

提案書記載事項

1. 監査法人等の概要

- (1) 監査法人等の名称、代表者氏名、所在地、出資金
- (2) 令和6年度業務収入（経常収益）
- (3) 令和6年度経常利益（当期利益）
- (4) 人員構成（令和7年10月末時点・非正規職員は除く）
職種毎の数（代表社員、社員、公認会計士、会計士補、公認会計士試験合格者、その他、合計）を記載すること。
- (5) 国立大学法人監査従事者数（実人数）
- (6) 本学を主に担当する事務所の名称、所在地

2. 監査実績（令和6年度実績）

- (1) 監査契約実績数・大学名称
- (2) (1)のうち、附属病院を有する法人との契約実績・大学名称

3. 監査の実施方法等

- (1) 監査計画（各年度について記載）
 - ① 監査方針（着眼点、重点項目、附属病院への対応等）
 - ② 具体的な実施方法（項目、手法等）
 - ③ 監査スケジュール（監査項目別、月別の従事見込み時間）
 - ④ 監事及び本学内部監査部門並びに財務部等関係部署との連携及び共通理解を図るための取り組みについて（方法、内容、考え方、頻度等）
 - ⑤ 助言・指導的機能（他法人の監査事例等に基づく本学が受けると想定されるリスク情報の提供体制等）
- (2) 監査実施体制
 - ① 本学監査グループの編成及び配置予定人員
 - ② 本学の監査従事予定者（監査責任者、監査実施担当者、監査補助者等各々について）の役割分担・経歴・実務経験等（特に国大法人に関するもの）
 - ③ 本学監査グループに対するバックアップ体制

4. 監査法人としての内部統制

- (1) 金融庁からの処分の有無（過去3年以内）
- (2) 監査法人内部の品質管理体制

5. 監査報酬見積

(1) 会計監査費用の見積額

令和8年度～令和10年度の年度ごとに提示すること。

(2) 見積額の算定内訳

執務予定日数（延べ人日数）、基準単価、旅費等の必要経費等も記載すること。

(3) 見積費用の考え方

監査日程等契約内容に大幅な変更が生じた場合の費用変更方法を記載すること。

6. その他

(1) その他特筆すべき活動及び提案

審査基準

I 審査方法

提案書に基づき、本学に設置された企画競争選定委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

II 評価方法

評価は下記の各項目について別表の評価基準によって行うものとし、企画競争選定委員会にて各提案者の得点を決定し、会計監査人候補者の順位を決定する。

〔評価項目〕

1 提案の実行可能性を評価するための項目

（事業実施主体に関する評価）

- ① 人員構成
- ② 国立大学法人監査従事者数（実人数）
- ③ 国立大学法人との監査契約実績数（令和7年度）
- ④ ③のうち、附属病院を有している国立大学法人との監査契約実績数（令和7年度）
- ⑤ 金融庁からの処分の有無（過去3年以内）
- ⑥ 監査法人内部の品質管理体制

2 提案の内容を評価するための項目

（事業内容に関する評価）

- ① 監査計画
- ② 具体的な実施方法、監査スケジュール
- ③ 監事及び内部監査部門並びに財務部等関係部署との連携及び共通理解を図るための取り組みについて
- ④ 助言・指導的機能（他法人の監査事例等に基づく本学が受けると想定されるリスク情報の提供体制等）
- ⑤ 監査実施体制
- ⑥ 監査報酬見積金額

別表

〔評価基準〕

評価 項目	最大評価 点数	評価基準				
		A (大変優れている)	B (優れている)	C (普通)	D (やや劣っている)	E (劣っている)
1－①	3	—	3	2	1	—
1－②	3	—	3	2	1	—
1－③	3	—	3	2	1	—
1－④	3	—	3	2	1	—
1－⑤	2	—	—	2	1	—
1－⑥	3	—	3	2	1	—
2－①	5	5	4	3	2	1
2－②	5	5	4	3	2	1
2－③	5	5	4	3	2	1
2－④	5	5	4	3	2	1
2－⑤	5	5	4	3	2	1
2－⑥	5	5	4	3	2	1